

市営住宅・公共賃貸住宅 入居者募集

●お問い合わせ／市建築課公営住宅係 ☎26-5747

〔市営住宅〕

資格／本市在住か本市に勤務先があり、市税などの滞納がなく、現在同居または同居しようとする親族がいて、収入が公営住宅法の基準に適合する方▼入居日／6月20日(金)▼家賃／収入による▼敷金／家賃3か月分▼申し込み／5月2日(金)～14日(水)に申込書を市役所3階建築課公営住宅係または各総合支所建設産業課へ

◆申込書、応募の手引きは市建築課および各総合支所建設産業課にあります。申込書は窓口で記入し、その場で提出できます。

◆市営住宅は、ひとり親世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などに優先措置（2回抽選）があります。

〔公共賃貸住宅〕

収入月額が15万8千円を超え25万9千円以下の方を対象にしたファミリー向けの住宅です。

募集住宅	所在地	募集戸数	量数・階数など
八森団地	市条字上川原	1	8・6・6・LDK 1階◎

募集住宅	所在地	募集戸数	量数・階数など
住吉住宅	光ヶ丘一丁目	1	4.5・4.5・3・K 1階
千日住宅	住吉町	2	4.5・3・DK 1階
新橋五丁目住宅	新橋五丁目	1	6・3・DK 1階
第一川南アパート	若宮町一丁目	1	6・6・3・K 4階◎
第二川南アパート	若宮町一丁目	1	6・4.5・4.5・K 2階◎
第三川南アパート	若宮町一丁目	1	6・6・4.5・K 4階◎
第四川南アパート	若宮町一丁目	1	6・6・4.5・K 2階◎
第五川南アパート	若宮町一丁目	1	8・6・4.5・DK 3階◎
静ヶ台第三アパート	光ヶ丘一丁目	1	8・6・DK 2階◎
小泉団地	小泉字道南	1	6・6・4.5・K 4階◎
城西団地	字山田	1	8・7.5・6・LDK 1階◎
片町住宅	字片町	1	8・6・DK 1階

◎KⅡ台所 DⅡ食事室 LⅡ居間
◎Ⅱ駐車場1台有り

酒田希望音楽祭2014に 参加しませんか

●お問い合わせ／市文化スポーツ振興課芸術文化係 ☎26-5778

本市では「音楽と芸術が自然にとけあう潤いのあるまちづくりをすすめる、酒田市を全国に発信していくこと」を目的に酒田希望音楽祭を開催しています。主催事業に加えて、支援事業・協賛事業として市民の皆さんの音楽の企画を支援します。

音楽の企画を支援します

〔支援事業〕定期開催していない市民向けの音楽関係の事業、音楽家を志す若手育成などに寄与する事業。定期開催していて記念事業に該当する市民向けの音楽関係の事業▼支援内容／事業当日の会場使用料を5割減免し、10万円を上限に助成。備品使用料5割減免

〔協賛事業〕定期開催している市民向けの音楽関係の事業や開催実績のある事業▼支援内容／当日の会場使用料・備品使用料5割減免

〔共通〕開催期間／おおむね6月～11月末▼対象／希望ホールで開催する事業（ホールの予約申し込みは事業実施主体で行ってください）▼申し込み／5月23日(金)まで

に所定の申込用紙に記入し、事業の予算書および計画書（様式は任意）を添えて、〒998-8540（住所不要）酒田市文化スポーツ振興課内、酒田希望音楽祭実行委員会事務局へ。希望ホール事務局でも受け付けします（月曜日休館）

◆チラシなどに見出しの希望音楽祭ロゴマークを入れ、事業のPRにご協力をお願いします。

街かどコンサート参加者募集

期日／8月9日(土)▼場所／マリオン5清水屋▼対象／音楽活動を行っている個人またはグループ。ただしマイク、アンプ、スピーカーなどの増幅装置の使用は制限あり

▼申し込み／5月23日(金)までに所定の申込用紙に記入し、市文化スポーツ振興課へ

◆申込用紙は、希望ホールにあるほか、市ホームページおよび希望ホールホームページからダウンロードできます。

◆どちらの事業も実行委員会で申し込み内容を審査の上、決定します。



チャレンジショップ 出店者募集

●お問い合わせ／中心市街地まちづくり推進センター ☎26-58821

本市では、今年度より商店街の空き店舗を利用したチャレンジショップ事業を開始します。

●施設名称／さかた街なかチャレンジギャラリー（仮称）▼場所／旧佐藤正栄堂（中町二丁目4-10）▼対象業種／小売業、サービス業（飲食業不可、製食品販売可）▼経費／使用協力費として月1万円。商品、什器などは別途▼公募区画／3区画（約9平方メートル）▼契約期間／最短1月、最長11月（平成27年3月31日まで）▼営業時間／午前10時～午後6時（毎週水曜日および年末年始は休み）▼応募資格／次の全ての項目に該当する方

- 健康であること
- 18歳以上の方（グループ可、高校生不可）
- 初めて店舗経営をする方
- 開業を志す方
- 本市または近郊に住むもしくは今後居住可能な方
- 共同店舗活動および商店街活動に理解のある方
- 支店やフランチャイズでないこと
- 休まず営業できること
- ▼申し込み／5月15日（木）まで中心市街地まちづくり推進センターへ ☎26-58821

消費税率の改正に伴い水道料金・下水道等使用料が変わります

●お問い合わせ／水道お客さまセンター ☎22-1811、市下水道課管理係 ☎26-3733

※下水道等使用料／下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、合併処理浄化槽使用料

平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の率が改正され、水道料金などにかかる消費税率も8%になりました。新しい料金は下表の通りです。ただし、水道メーターの検針時期が地区により異なるため、4月1日以前から継続して使用している方は、下記の月分から新料金が適用されます。

●新料金となる時期

【酒田・八幡地域（簡易水道等の地区以外）】6月分（7月納付分）から

【飛島地区】5月分（6月納付分）から

【八幡地域の簡易水道等の地区、松山・平田地域】5月分（5月納付分）から

【水道水以外の水のみを使用している方の下水道等使用料】5月分（5月納付分）から

◆各地域で検針時期が異なることから「月分」の表示は異なりますが、使用期間はほぼ同じです。

●新料金（消費税率8%）と旧料金（消費税率5%）の比較表

（単位：円、税込）

使用水量	口径13ミリの水道料金			口径20ミリの水道料金			下水道等使用料		
	新料金	旧料金	差額	新料金	旧料金	差額	新料金	旧料金	差額
1m ³	1,188	1,155	33	1,933	1,879	54	1,085	1,055	30
5m ³	1,447	1,407	40	2,192	2,131	61	1,539	1,496	43
10m ³	1,771	1,722	49	2,516	2,446	70	2,106	2,047	59
15m ³	2,635	2,562	73	3,380	3,286	94	3,078	2,992	86
20m ³	3,499	3,402	97	4,244	4,126	118	4,050	3,937	113
25m ³	4,363	4,242	121	5,108	4,966	142	5,022	4,882	140
30m ³	5,227	5,082	145	5,972	5,806	166	5,994	5,827	167
35m ³	6,577	6,394	183	7,322	7,119	203	7,155	6,956	199
40m ³	7,927	7,707	220	8,672	8,431	241	8,316	8,085	231
45m ³	9,277	9,019	258	10,022	9,744	278	9,477	9,213	264
50m ³	10,627	10,332	295	11,372	11,056	316	10,638	10,342	296

◆下水道等使用料を請求されていない方は水道料金のみとなります。

◆合併処理浄化槽使用料については、上記下水道等使用料から電気料金相当額が控除されます。なお消費税率の改正および電気料金の値上げに伴い、使用料から控除される電気料金相当額を720円から783円へ改定します。